

霧島市手数料条例等の一部改正について

霧島市手数料条例等の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例等の一部を改正する条例

(霧島市手数料条例の一部改正)

第 1 条 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 50 の項第 2 号中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に、「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に、「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に、「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に、「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に、「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に、「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に、「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改め、同表第 82 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」の次に「等」を加え、「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」に改め、同表第 86 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」の次に「等」を加える。

(霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 霧島市手数料条例の一部を改正する条例（令和 4 年霧島市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が改正されること並びに個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書発行手続に関する特例措置を延長することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。